

3 重層的な支援体制の整備の推進

(調布市重層的支援体制整備事業実施計画)

(1) 重層的な支援体制整備に向けた基本的な考え方

重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた一つの手法として創設されたものであり、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に記載された地域共生社会の理念等の共通部分を踏まえて、その事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容を定めることを基本としています。

市においては、福祉3計画において、その共通事項として、地域共生社会の理念や福祉圏域等の考え方等を取りまとめており、また、地域福祉計画においては、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の取組は、「地域におけるトータルケアの推進」と「住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり」の2つの重点施策に位置付けた事業と整合を図りながら推進することとしています。

こうした観点を踏まえて、市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画に包含して「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

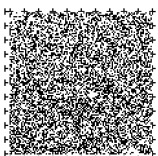
国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

(3) 実施目標

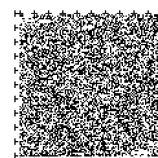
調布市における重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、できる限り既存の各分野の制度活用を図ることを基本としながら、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施を通じ、支援関係機関の連携強化等を図ることを目標とします。



(3) 重層的支援体制整備事業において実施する事業

社会福祉法 第106条の4 第2項		機能	国が示す既存制度の対象 事業等	調布市における該当事業	担当課
第1号	イ	相談支援 (包括的相談支援 事業)	地域包括支援センターの 運営 ※介護保険法第115条 の45第2項第1～3号	地域包括支援センターの運営	高齢福祉担当
	ロ		相談支援事業 (基幹相談支援センター等 機能強化事業, 住宅入居 等支援事業) ※障害者総合支援法第 77条第1項第3号	障害者相談支援事業	障害福祉課
	ハ		利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第 59条第1号	子ども家庭支援センターすこやかに おける相談支援	子ども 家庭センター
				保育コンシェルジュ	保育課
				ゆりかご調布面接	子ども 家庭センター
ニ	生活困窮者自立相談支援 事業 ※生活困窮者自立支援法 第3条第2項各号	調布ライフサポート	生活福祉課		
第2号	参加支援 (参加支援事業)	新規事業	地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課	
第3号	イ	地域づくり に向けた支援 (地域づくり 事業)	一般介護予防事業(地域介 護予防活動支援事業分) ※介護保険法第115条 の45第1項第2号	一般介護予防事業 ①介護予防普及啓発事業 ②地域リハビリテーション活動支援事 業	高齢福祉担当
	ロ		生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条 の45第2項第5号	生活支援体制整備事業	高齢福祉担当
	ハ		地域活動支援センター機 能強化事業 ※障害者総合支援法第 77条第1項第9号	地域活動支援センター事業	障害福祉課
	ニ		地域子育て支援拠点事業 ※子ども・子育て支援法第 59条第9号	①子ども家庭支援センターすこやか ②プレイセンターちょうふ・せんがわ	①子ども 家庭センター ②子ども政策課
				子育てひろば事業	児童青少年課
	生活困窮者支援等のため の地域づくり事業	①地域づくり事業 ②地域福祉ファシリテーター養成講座	福祉総務課		
第4号	アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	新規事業	地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課	
第5号	多機関協働事業	新規事業	重層的支援会議・支援会議(※)	福祉総務課	
			地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課	
第6号	支援プランの 作成	新規事業	多機関協働事業と一体的に実施		

(※) 支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定



第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料

(5) 事業の実施体制等

① 包括的相談支援事業（第1号）

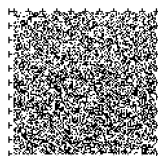
介護，障害，子ども，生活困窮等の各分野の支援関係機関等において，相談者の属性や世代，相談内容等にかかわらず，地域住民からの相談を包括的に受け止め，抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また，他の支援関係機関等と連携した支援の実施等により，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応の充実を図ります。

ア 地域包括支援センターの運営

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制 (事業名等)	市内に10箇所（サブセンター2箇所を含む。）の地域包括支援センターを運営 ・つつじヶ丘 ・仙川 ・至誠しばさき ・はなみずき ・ゆうあい ・ときわぎ国領 ・ちょうふ花園 ・ちょうふの里
設置形態	基本型
拠点等の数	10箇所（サブセンター2箇所を含む。）
関連ページ	基本目標：P44，P45，P56 重点施策：P59，P60

イ 障害者相談支援事業

所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制 (事業名等)	・障害者地域活動支援センタードルチェ ・障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう ・地域生活支援センター希望ヶ丘
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所
関連ページ	基本目標：P44，P56 重点施策：P60



ウ 利用者支援事業

所管課	子ども家庭センター
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	子ども家庭支援センターすこやかににおける相談支援
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44, P56 重点施策：P61

所管課	保育課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	保育コンシェルジュ
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44 重点施策：P62

所管課	子ども家庭センター
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	ゆりかご調布面接
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44 重点施策：P62

所管課	子ども家庭センター
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	ようこそ調布っ子サポート事業(妊婦等包括相談支援事業)
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：－ 重点施策：－

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料



エ 生活困窮者自立相談支援事業

所管課	生活福祉課
対象分野	生活困窮
実施体制 (事業名等)	調布ライフサポート
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
関連ページ	基本目標：P44, P46, P47, P56 重点施策：P61, P64

②参加支援事業（第2号）

既存の社会参加に向けた事業では十分な対応が困難な本人やその世帯の支援ニーズを踏まえ、地域資源や支援メニューとのコーディネート、マッチングを行います。また、既存の地域資源の拡充に向けた働きかけを行うほか、マッチング後のフォローアップなど、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	調布市社会福祉協議会
実施形態	委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）
関連ページ	基本目標：P46, P49, P53, P56 重点施策：P58, P63

③地域づくり事業（第3号）

既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、個別の活動や人のコーディネート、地域のプラットフォームの促進、地域における活動の活性化等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

ア 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分）

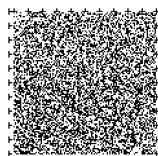
所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制 (事業名等)	・ 介護予防普及啓発事業 ・ 地域リハビリテーション活動支援事業
設置形態	基本型
拠点等の数	－
関連ページ	基本目標：P 5 2, P 5 4 重点施策：P 6 7, P 7 0

イ 生活支援体制整備事業

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制 (事業名等)	生活支援体制整備事業
設置形態	基本型
拠点等の数	8人（地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター））
関連ページ	基本目標：P 4 5, P 4 6, P 4 9, P 5 3, P 5 6 重点施策：P 5 9, P 7 0

ウ 地域活動支援センター機能強化事業

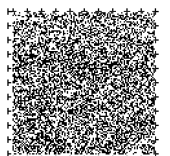
所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制 (事業名等)	・ 障害者地域活動支援センタードルチェ ・ 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう ・ 地域生活支援センター希望ヶ丘
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所
関連ページ	基本目標：P 5 4 重点施策：P 6 7



エ 地域子育て支援拠点事業

所管課	①子ども家庭センター ②子ども政策課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	①子ども家庭支援センターすこやか ②・プレイセンターちょうふ ・プレイセンターせんがわ
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所
関連ページ	基本目標：P54 重点施策：P68

所管課	児童青少年課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	11箇所の児童館で子育てひろば事業を実施 ・つつじヶ丘児童館 ・東部児童館 ・国領児童館 ・多摩川児童館 ・深大寺児童館 ・富士見児童館 ・佐須児童館 ・西部児童館 ・緑ヶ丘児童館 ・調布ヶ丘児童館 ・染地児童館
設置形態	基本型
拠点等の数	11箇所
関連ページ	基本目標：P54 重点施策：P68



オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	福祉総務課
対象分野	生活困窮等
実施体制 (事業名等)	・地域づくり事業 ・地域福祉ファシリテーター養成講座
設置形態	基本型
拠点等の数	8人(地域福祉コーディネーター)
関連ページ	基本目標：P52, P53 重点施策：P69

第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

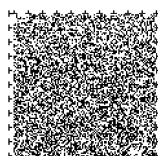
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料



④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

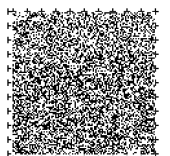
複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	調布市社会福祉協議会
実施形態	委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）
関連ページ	基本目標：P46, P49, P53, P56 重点施策：P58, P63

⑤多機関協働事業等（第5号・第6号）

単独の支援関係機関等では十分な対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える方の相談について、支援の調整役として支援関係機関等の役割分担や支援の方向を定め、必要に応じて支援プランの作成等の取組を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	・重層的支援会議・支援会議 ・地域福祉コーディネーター事業
実施主体	市・調布市社会福祉協議会
実施形態	直営・一部委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）
関連ページ	基本目標：P46, P49, P53, P56 重点施策：P58, P63



(6) 重層的支援会議

①役割

重層的支援体制整備事業に基づく支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、多機関協働事業において作成したプランの適切性の協議や、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。また、情報共有等、必要に応じて様々な機能を付加することで、重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

②開催方法

定例開催するほか、プラン策定時や再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時など、必要に応じて随時開催します。

③参加者

重層的支援体制整備事業として実施する各事業の所管課及び支援関係機関等を中心に、多機関協働事業者が相談内容に応じて選定し招集します。

(7) 支援会議

①役割

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うもので、参加者に守秘義務が課される会議体です。多機関協働事業の利用申込に当たり本人同意まで至らなかった相談等について、支援関係機関等同士で情報共有を行うほか、必要に応じて多機関協働事業の利用の要否について支援関係機関等による検討を行います。

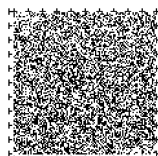
②開催方法

定例開催するほか、必要に応じて随時開催します。

なお、今後の重層的支援体制整備事業の取組状況を踏まえながら、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法に基づく地域ケア会議、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議などの既存の会議体を支援会議として活用することを検討します。

③参加者

多機関協働事業者が相談内容に応じて必要な支援関係機関等を選定し、招集します。



(8) 進行管理（事業の評価・見直し）

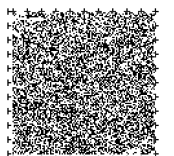
重層的支援体制整備事業の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、年度ごとに事業評価の取組を実施することを基本とし、必要に応じて事業の見直し等に関する検討を行うこととします。

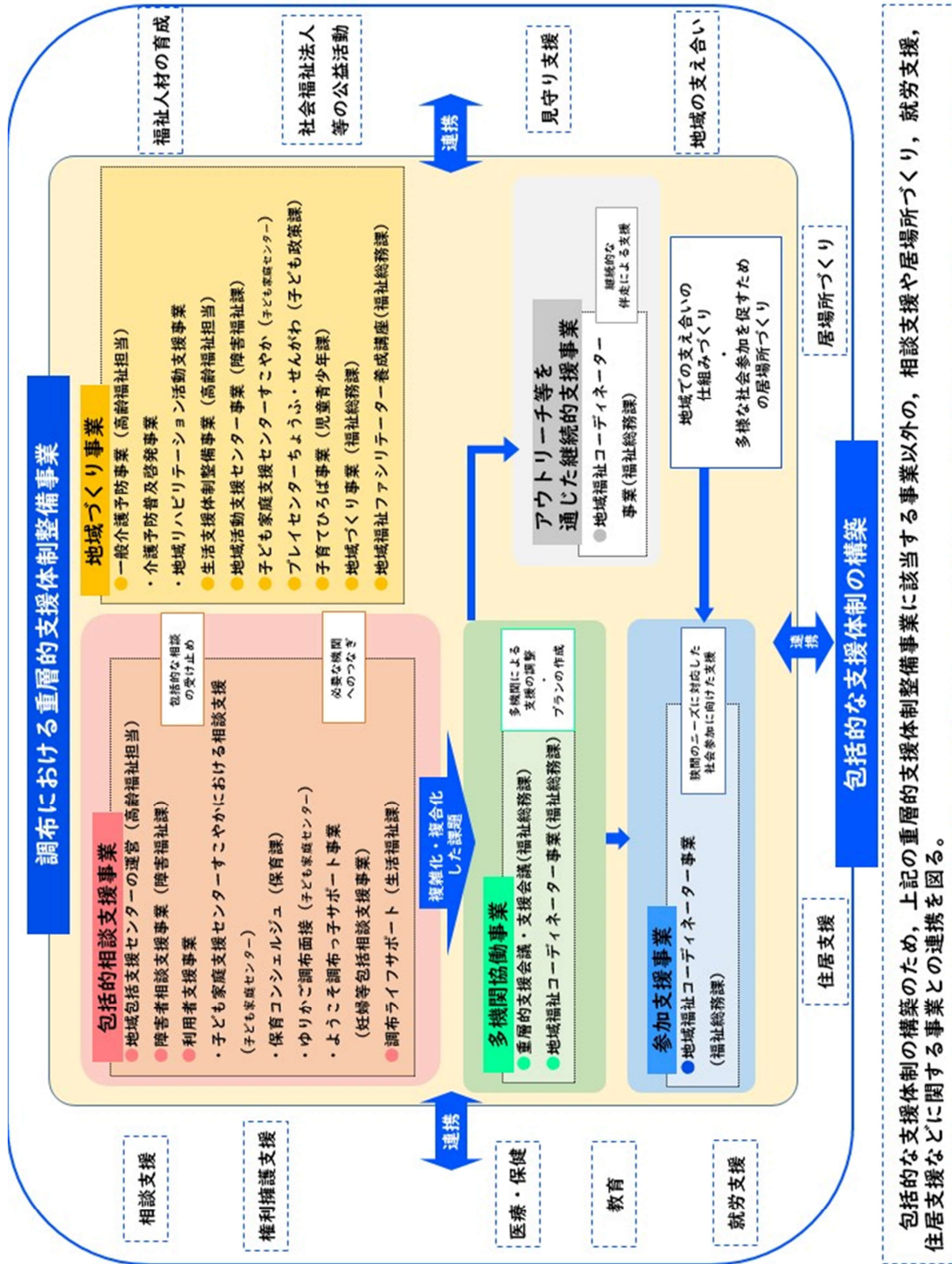
具体的な事業評価の取組については、国が示す評価指標等を踏まえて評価項目を設定し、各事業の実施内容等に応じて、可能な限り定量評価を行い、定量的な評価により難しい場合は定性評価を行うなどの適切な評価手法により行うこととします。

■国の重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」





第一章	計画の策定に当たって
第二章	地域福祉の現状と課題
第三章	調布市の福祉の共通事項
第四章	計画の基本方向
第五章	成年後見制度の利用促進
第六章	8つの福祉圏域の取組
第七章	計画の推進に向けて
参考資料	